平成２８年（フ）第２８４４号
東京都大田区南千束２丁目９―12―503、申立時の住所東京都品川区荏原３丁目８－７－519
債務者　伊藤　洋一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０３４号
横浜市鶴見区豊岡町８番８号　コーポラスツルミ203号室
債務者　竹内　成元
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３号
釧路市鳥取北10丁目４番15号
債務者　牧野ちづる
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７８号
釧路市春採１丁目14番８号　和田ハイツ１階
債務者　川村　里美（旧姓仁木）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８３号
北海道厚岸郡浜中町茶内西８線88番地
債務者　木村　明美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８７号
釧路市弥生１丁目９番９号
債務者　齊藤　孝子（旧姓奈良）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
沖縄県うるま市字喜屋武339番地３　ひかりアパート103
債務者　金政　信行
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４８号
沖縄県うるま市字赤道329番地１　レオパレス赤道Ⅱ109、住民票上の住所沖縄県うるま市字高江洲953番地１　プルメリア３Ｃ・102
債務者　大田　　隆
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１００６号
横浜市南区六ツ川３丁目74番地26　第７笠原ビル203
債務者　坂本　　浩
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２２号
岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町116番地３、旧住所東京都練馬区春日町２丁目15番３号パレス平和台101
破産者　小向　良太
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第７２号
神奈川県足柄上郡大井町金子1831番地
破産者　株式会社Ｔ・Ｓ金属
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３６５号
相模原市緑区下九沢2562番地１　ハウスセマ103
破産者　松下真砂男
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６３号
最後の住所　山形市大字漆山125番地
破産者　被相続人田谷貞義の相続財産
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９号
山形市桜田東１丁目14番30号
破産者　配電工業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
東京都豊島区東池袋３丁目15番２号ライオンズマンション池袋1105号
破産者　株式会社シーエフ
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９８号
相模原市南区御園５丁目７番23号
破産者　株式会社濱エンタープライズ
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１３１号
富山県高岡市福岡町土屋20番地
破産者　株式会社日東
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部